

## 第 38 回入札制度等監視委員会議事録

### 1 委員会の概要

(1) 日 時 平成 24 年 9 月 5 日(水) 午後 1 時 30 分から午後 4 時 00 分まで

(2) 場 所 本庁舎 2 階 第一特別委員会室

(3) 出席者

#### ア 委 員

伊藤宏(委員長) 安齋勇雄 影山道幸 菅野晴隆 国分典子 齋藤玲子  
田崎由子 芳賀一英 藤田一巳

#### イ 県 側

総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹  
技術管理課長 建設産業室長 建設産業室主幹 農林総務課主幹  
入札用度課主幹兼副課長 教育庁財務課主幹兼副課長 警察本部会計課次席  
福利厚生室主幹 施設管理課主幹兼副課長 県南地方振興局出納室副室長兼出納課長  
県北保健福祉事務所副所長兼総務企画部長 県北農林事務所農村整備部長  
県北農林事務所主幹兼副部長 県北建設事務所建築住宅課長  
県南建設事務所事業部長 相双建設事務所主幹兼復旧・復興部長

(4) 次 第

1 開会

2 議事

#### (1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(平成 24 年 4 月～6 月分)

イ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について

(平成 24 年 4 月～6 月分)

ウ 総合評価方式の実施状況について

エ その他の報告事項について

#### (2) 審議事項

ア 抽出案件について

イ 平成 24 年度下請状況実地調査について

ウ 建設関係団体等からの意見聴取について

#### (3) 各委員の意見交換

#### (4) その他

3 閉会

### 2 発言内容

#### 【入札監理課主幹兼副課長】

(開会)

ただいまから、「第 38 回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。本日の会議は、省エネルギーによる地球温暖化防止に寄与することを目的といたしまして、軽装での開催とさせてい

いただきました。御出席の皆様におかれましても、地球温暖化防止の取組みについて御協力をお願いいたします。

なお、菅野委員につきましては、所用のため遅れるとの連絡がありましたので御報告させていただきます。また、橘委員が急遽御欠席ということになりましたので御報告させていただきます。

それでは、議事につきまして、伊藤委員長、よろしくお願いいたします。

**【伊藤委員長】**

これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。

本日は、報告事項が4件、審議事項が3件、合計7件ございますが、これらにつきまして、公開で行うこととしてよろしいでしょうか。

(各委員)

(異議なし)

**【伊藤委員長】**

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

はじめに、報告事項「ア 県発注工事等の入札等結果について（平成24年4月～6月分）」ですが、事務局から説明をお願いします。

**【入札監理課長】**

(資料1により説明)

**【伊藤委員長】**

ただいま報告のありました件について、質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項「イ 入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について（平成24年4月～6月分）」ですが、事務局から説明をお願いします。

**【入札監理課長、施設管理課主幹兼副課長】**

(資料2により説明)

**【伊藤委員長】**

ただいま報告のありました件について、質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、次に報告事項「ウ 総合評価方式の実施状況について」、事務局から説明をお願いします。

**【入札監理課長】**

(資料3により説明)

**【伊藤委員長】**

ただいま報告のありました件について、質問等がございましたらお願いいたします。

総合評価方式における価格逆転について、適正な価格逆転のパーセンテージはどのくらいと考えているのですか。

**【入札監理課長】**

価格逆転割合のレベルがどの程度であればよしとするかという問題については、非常に難しい課題だと受けとめておりますが、価格と価格以外の要素について均等に総合的に評価するという意味合いにおいては、標準型と簡易型がそうであるように、概ね5割前後が一つの目安になるのではな

いかと考えております。

特別簡易型につきましては、平成22年度において65.4%であり、価格が1位以外で落札者となった案件が非常に多かったということで、昨年11月1日に見直しをした経緯がございます。

事務局としては、5割前後が一つの目安になるのではないかと考えているところでございます。

【伊藤委員長】

他に御質問はございませんか。よろしいですか。

それでは、次に報告事項「エ その他の報告事項について」、事務局から説明をお願いします。

【入札監理課長】

(資料4により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のありました件につきまして、質問等があればお願いします。

最初の方の報告について、A社に謝罪して契約を解除したとのことですが、その後、C社と正式に契約したということによろしいですか。

【入札監理課長】

ただいま再度入札公告中でありまして、今月12日が開札予定となっております。基本的には、もう一度やり直しという状況でございます。

【伊藤委員長】

全く同じ工事で2回入札するということになるのですか。条件は全く変わらないのですか。

【入札監理課長】

内容的に一部見直しを行い、積算をやり直した上で再度公告入札をしているということでございます。

【伊藤委員長】

2番目の件につきましては、県側勝訴ということですね。

ただいまの件につきまして、いかがでしょうか。よろしいですか。

【藤田委員】

白河市の葉ノ木平の件ですが、テレビ報道などによりますと、相当地質が難しい部分があるので、しっかり調査をして設計された方がよろしいのではないかと思います。

【入札監理課長】

御指摘のとおり、葉ノ木平につきましては、軟弱地盤の調査解析ということで、積算誤りが生じた理由としましては、軟弱地盤の技術解析の歩掛の計算方法を誤ったというものでございます。特異な地盤に対する調査ということで、適切に対応してまいりたいと考えているものだと思います。

【伊藤委員長】

よろしいですか。他にございませんでしたら、次に進みたいと思います。

次は、審議事項「ア 抽出案件について」です。それでは、抽出された委員から抽出理由の説明をお願いいたします。菅野委員、国分委員の順番で説明をお願いいたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

菅野委員が所用で到着が遅れてございますので、事務局で抽出理由を代わりに御説明させていただきます。

案件番号2、整理番号52でございますが、入札不調に関するアンケート調査の結果につきまして、配置技術者の不足が主な理由であるとの分析がなされているが、本件については金額が少額で

あること、専門外であること、距離が離れていること、規模が大きすぎることなど、他の理由も数多く存在するため、入札予定価格をはじめとする種々の条件設定が適正であったか否かについて検討が必要ではないかということで抽出をされております。

続きまして、案件番号4、整理番号244でございますが、県南建設事務所発注に係る比較的小規模な工事においては、配置できる技術者が確保できない、作業員が確保できないとの理由で複数の案件が不調となっており、結果として、次年度への予算繰越、発注ロットの拡大等の対応を要することとなっているが、このように、特定の地域において、同様の理由で入札不調及びその後の修正という対応が繰り返されていることから、発注の諸条件等に問題はなかったのか、同様の理由による入札不調が複数続いたことについて他に問題はないか、について検討が必要ではないかと考えておられます。

続きまして、案件番号5、整理番号249でございますが、本工事においては、随意契約の当初の見積りの相手方として12者を選定して進めたにもかかわらず、設計価格と実勢価格との乖離がある等の理由から入札不調となっており、その後、設計内容等を見直し、再度7者から見積書の提出を受けて契約に至っているとのことであるが、なぜ乖離等の不調理由が生じたのか、あるいは他にどのような問題があったのか、について検討が必要ではないか、というのが菅野委員の抽出理由でございます。

**【伊藤委員長】**

続きまして、国分委員、お願いいたします。

**【国分委員】**

菅野委員と52番はだぶりました。私の方からは、抽出いたしました整理番号3番、随意契約で9者選定しましたが、7者が辞退したということで、落札額が2500万円以上、94.96%、ここに至るまでの経過をお知らせ願います。

それから、整理番号129番を抽出しました。見積り相手が9者、これは予定価格951万円となりましたが、これも説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

**【伊藤委員長】**

それでは、1番目の県北農林事務所の案件について、説明をお願いいたします。

**【県北農林事務所】**

(資料5により説明)

**【伊藤委員長】**

ただいま説明のありました件につきまして、質問等があればお願いいたします。

基本的なことですが、入札不調になって随意契約にした場合、いわゆる指名競争入札と随意契約とでは何が違うのですか。

**【入札監理課長】**

随意契約につきましては、根拠規定が引用されておりますように、地方自治法施行令上、随意契約によることができる場合が限定されておまして、8号が、競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときということで、初回の入札時に応札者がそもそもいないので、随意契約に移行したということです。

随意契約の相手方につきましては、県として競争性を確保するために、見積り相手方を1者に特定する単独随契ではなく、複数、いわゆる9者以上、さらには15者以上ということで、複数の見積り相手方を選定した上で相手方から見積書を出してもらうこととなります。

指名競争入札は、予め一定金額以上の場合について9者以上、15者以上という指名人数の縛りはございますが、業者を指名した上で、その相手方に競争してもらおうということですので、契約の方法として指名競争入札と随意契約というのは、そもそも異なるということと、その契約方法によれる要件が地方自治法施行令上それぞれ違うということでの違いがございます。

【伊藤委員長】

随意契約の対象として9者を指名しているが、どのようなプロセスを経て9者が選ばれたのか、何の基準で選ばれているのですか。

【県北農林事務所農村整備部長】

随契の場合、1者でもよろしいのでしょうかけれども、指名競争9者ということ参考をしながら9者を選んでおります。

【伊藤委員長】

ランクや地域で選んでいるということですか。

【県北農林事務所農村整備部長】

地域性ということで、現場の近くの業者を選んでおります。

【伊藤委員長】

他にいかがでしょうか。

それでは、続きまして、2番目の福利厚生室の案件について、説明をお願いいたします。

【福利厚生室主幹】

(資料5により説明)

【伊藤委員長】

ただいま説明のありました件につきまして、質問等があればお願いいたします。

最終的に3者で2者辞退ということですが、この工事の最初の条件付一般競争入札をしたときに入札可能な業者というのは何者ぐらいあるのですか。

【福利厚生室主幹】

条件付一般競争入札における管内別の業者としては、A・B・Cランクで県北管内ということになりますと、100者を超えております。

【伊藤委員長】

99.77%というのは非常に高い数字ですが、何か理由・原因が考えられますか。

【福利厚生室主幹】

申し訳ありません。その部分については、分析しておりません。

【伊藤委員長】

他に御質問いかがでしょうか。

続きまして、3番目の県北保健福祉事務所の案件について、説明をお願いいたします。

【県北保健福祉事務所副所長兼総務企画部長】

(資料5により説明)

【伊藤委員長】

ただいまの件につきまして、御質問がございましたらお願いします。

【齋藤委員】

この建物は現在は閉鎖されているのでしょうか。使われているのですか。

【県北保健福祉事務所副所長兼総務企画部長】

幸い被害を受けましたのは、敷地の地盤沈下や陥没等でごさいます、建物そのものには被害はございませんでした。現在は沈下した場所、陥没場所等に注意喚起の掲示板を掲示しましてロープなどで囲いをしまして立ち入りできないようにしております。出入りをする庁舎の正面につきましては、被害がなかったものですから、一番近いところに駐車場を確保しまして、スムーズに庁舎に出入りできるように対応してございます。なお、駐車場が半分くらいになったこともございまして、当庁舎で会議や研修会などの来庁者が多くなる場合には、一時的に隣の別の駐車場を借用しまして一般の利用者の方に支障が出ないように努めてございます。

【伊藤委員長】

緊急の必要があるということで随意契約としたにもかかわらず、結局工事がまだ始まっていない、契約も進んでいないということですが、逆に、競争入札の方が早く契約されて工事が早く進んだ、ということにはならないのですか。

【県北保健福祉事務所副所長兼総務企画部長】

その点につきましては、災害の対応ということで、随意契約の方が早期に手続きできるということで判断しまして随意契約としたわけですが、現在まだ着工できていないということでございまして、今後につきましては、どのような手続きがとれるかについて検討したいと考えてございます。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。

それでは、続きまして、4番の県南建設事務所の案件について、説明をお願いいたします。

【県南建設事務所事業部長】

(資料5により説明)

【伊藤委員長】

ただいまの件につきまして、御質問等があればお願いいたします。

【藤田委員】

落札業者については、隣接工事を持っていた業者だったのですか。

【県南建設事務所事業部長】

会社は高田工業という会社になってございますけれども、今現在手持ち工事を持っているかどうかの確認はしておりませんでした。

【菅野委員】

特定の地域で同じような理由で入札不調、その後の修正という対応が繰り返されていることに関して、そもそも発注の諸条件等に問題がなかったか。同じ理由で入札不調が続いて、そういう対応が繰り返されるような結果について、どのように考えているのか。御検討されているのですか。

【建設産業室長】

入札不調は、災害復旧が本格的になった昨年8月以降に増えてまいりまして、昨年12月から発注者である県、市町村と受注者である業者、団体が意見交換をしながら、様々な対策を練ってきております。

小規模工事においては手間と経費がかかることから、その対策として、発注ロットを大きくすることにより効率化を図っております。

技術者制度につきましては、2500万円以上ですと現場に専任になりますが、5キロ程度の範囲内で密接に関係する工事であれば、一つの現場として2箇所まで担当できるということで、技術

者の活用を図っております。

**【伊藤委員長】**

今までの不調の原因は、ほとんど人の問題が書かれています。作業員や技術者が足りないということで、原因の根本は震災で人が足りない。この状況はもうしばらくは続くようです。細かい仕事だと手間もかかるし面倒だから、人もなかなかいないし、儲けも少ないから敬遠される。ある程度まとまれば、それなりにやってもいいかなという業者が出てくるかもしれない。

県が発注するときも、今までどおり細かい工事ではなくて、ロットを拡大してやるというような工夫ができないでしょうか、というのが菅野委員の御質問の真意かなという気はしたのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

**【建設産業室長】**

そのような工夫はそれぞれの発注機関で進めてきています。まずは規模を大きくする、点在しているものをまとめて発注する。以前ですと、点在する工事については、それをまとめた形の諸経費ということで一本一本の諸経費をみていない状況でしたが、一つ一つの現場ごとに諸経費も必要に応じて計上できるという対策も行っている。

発注の方法も、それぞれの発注者が現場に即した発注に努めるということで、通知も出し、不調をなくす方向に努めているという状況でございます。

**【伊藤委員長】**

他いかがでしょうか。

**【齋藤委員】**

まとめてロットを大きくしても、工事業者サイド、供給側の方にキャパシティがないのであれば、結局は後回しになって期間が延びるということにはならないのでしょうか。

ロットを大きくする以外に、何かもっと根本的な解決方法というのはないものなのでしょうか。

**【建設産業室長】**

根本的なということ、災害復旧ということでもありますので、土木部の方で申しますと、通常の地震災害に関しましては3か年、海岸の災害に関しては5か年で災害復旧を進めるということで、基本的な大枠を定めております。

その中でキャパがどうなのか。確かに工事量が多いということもありまして、他からも呼ぶ方法もとっております。大規模な工事については、公募型の随契ということで、地元業者の活用もありますけれども、他からJVとして入ってくるという制度もとっているところでございます。

**【伊藤委員長】**

不調という問題は単に工事が遅れるというだけでなく、不調だから結局随契になって競争入札の場合よりも競争性が低まってしまうという危険性も当然あるわけです。

この1年数か月間、不調がいくつかあって、例えば、どのぐらいの規模でどのような工事であれば入札してもらえないというような傾向が、ある程度分析できます。不調の危険性が非常に高いような案件については何か工夫をする。もう既にされているのかもしれないですけれども、上手い手立てをしていただくと良いという気がします。

**【入札監理課長】**

昨年度の入札不調の状況をみますと、ほとんどが3000万円未満の小規模工事で発生しているような実態が見受けられましたので、先程も御説明しましたように、発注規模の適正化という観点からの発注ロットの拡大につきましては、既に発注機関サイドとして取り組んでいるところであり

ます。

先程委員の方から、別な視点から何か有効な対策は、というお話もございましたが、発注時期の平準化ということで、今回の東日本大震災を受けての復旧・復興工事につきましては、特に浜通りの被害が甚大でありましたので、とても単年度で復旧できるような規模ではなく、3年から5年程度という計画を持って今後復旧・復興に取り組んでいくという前提です。

発注時期の平準化を図ることによりまして、現在、業者さんに対応してきていただいているような環境設定もするというのも踏まえて、大きくは発注機関サイドとすれば規模の適正化、ロットの拡大と時期の平準化、更には適切な施工期間の確保を図るということもございます。

先程、不調案件の中でも時期をずらせば対応できる業者さんもあるというお話もありましたが、適切な施工期間を確保するというように、受注サイド、請負者さん側が受注しやすい環境を整えるという前提で、施工体制を確保するために、これまで可能な限り県としては不調の要因、金額的な部分、更には方部的な部分、それぞれ分析しております。

特に、応札者なしの案件につきましては、今回の抽出案件の中でも応札しなかった理由等をアンケート調査等で確認することによって原因を分析するとともに、有効な対応策としてどのようなものが考えられるかというものを、発注機関と建設業団体等で構成される各建設事務所単位に設置された連絡協議会の場も活用しまして、問題点の情報を共有する中で可能な限りこれまで対策を打ってきました。

特に県単独で対応しきれないような部分につきましては、国にも要望活動する中で諸経費の算出等、更には他県から技術者・技能者を持ってくる際の宿舍の整備といった部分についても、経費を算定できるような土台が整っていますので、それらを活用する中で今後積極的に対策を打っていく段階であろうと認識してはございます。

#### 【芳賀委員】

お尋ねしますが、公共工事といえば当然国、県、市町村等々あるわけですがけれども、入札日が重複するという可能性もあるわけです。

例えば、白河管内で国も県も市町村も1日、2日の間に集中するなどということもあります。そうすれば当然ながら業者数は有限ですから、物件数に対応できないこともあると思いますが、その辺の調整というのは、公共機関としてそれぞれの市町村とか国とか県とかというようなことでテーブルに着いて行っているということはあるのでしょうか。

#### 【入札監理課長】

ただいまの件につきましては、各建設事務所単位で既に設置されております福島県建設工事復旧・復興連絡協議会、こちらの中には市町村の関係者も含まれておりますので、そこで今後の発注見通しの公表も含めまして、なるべく市町村の方にもお願いして、各業者さんが県単独にとどまらず、市町村の情報も踏まえた上で、より受注しやすいような環境整備を心がけております。

基本的に市町村さんはそれぞれの御事情があり、県も強制するような立場にはありませんので、連絡協議会の中で共有された情報を踏まえて、どこまでそれぞれ自立した団体間で調整が可能かというような問題と認識しております。

具体的に今どこまで行っているかという部分については、特に入札日の調整でありますとか、発注見通しが重複しないような調整まで至っているという状況ではないとお聞きしております。

#### 【伊藤委員長】

入札日の調整だけの問題ではなくて、入札方法の問題もあると思うのですけれども、例えば、県

は電子入札はされているのですか。

**【入札監理課長】**

県の場合、電子入札・電子閲覧は既に行っております。ただ電子入札につきましては、電子入札に参加するための参加登録が必要です。3000社ほど県の有資格業者がございしますが、そのうち電子入札利用者登録数は、まだ950、1000に満たないということで、登録者数が有資格業者の約3割程度にとどまっているという状況でございます。ただ既に電子閲覧を含めて電子入札には取り組んでいるところでございます。

**【伊藤委員長】**

たぶん中小のところは、まだなかなかそれに参加していない。

他いかがでしょうか。

**【菅野委員】**

地域要件ですけれども、最初管内となって、その後隣接3管内となっていって、そういうことに関しては考慮できる場所はあるのか、ないのか、良く分からないので教えていただきたい。

**【入札監理課長】**

いわゆる条件付一般競争入札における地域要件の設定につきましては、設計金額に応じまして地域要件の標準的な基準が示されております。

今回の一般土木工事で申しますと、1000万円以上3000万円未満までは、標準の地域要件としては管内という要件となりますが、設計金額が3000万円以上1億円未満となれば隣接3管内、更に金額が1億円以上ということになれば、地域要件としては県内という要件の設定が標準的な要件として県としては運用しております。

**【菅野委員】**

たぶんそういうことが従前からあるのだらうと思うので、こうなっているのだと思いますけれども、ただその結果、こういうことがあるとして、そこも先程検討されている今後に向けての課題の中にそのようなものが含まれているのかどうかという辺りはどうでしょう。

**【入札監理課長】**

標準的な地域要件の設定自体は、競争性の確保ということで、入札参加可能業者数が50者程度、最低でも40者程度確保されるエリアを設定するという思想に立っております。

参加可能業者は原則的には50者程度は確保できるような地域要件の設定にはなっているので、本来の状況であれば、そういった業者さんが競争性を持って参加できるような形になってくるのだらうと思うのですが、残念ながら東日本大震災直後の状況としては、総合評価方式に付しても応札者がいないような案件が発生しており、その原因と対応ということで、我々、ただいま苦慮している状況でございます。

具体的に今回の不調を受けて地域要件の見直しということまでは現時点では考えていないというのが正直なお話でございます。

**【菅野委員】**

時限的に、ある程度こういう状況が続く時に限ってでも良いのでしょうかけれども、そういう検討もして良いという気はするので、意見としては申し上げておきます。

**【伊藤委員長】**

ただ発注ロットが大きくなれば地域も広がるという傾向であり、両方提起していることになるわけです。

他いかがでしょうか。

それでは、最後の5番目の相双建設事務所の案件について、説明をお願いいたします。

**【相双建設事務所主幹兼復旧・復興部長】**

(資料5により説明)

**【伊藤委員長】**

ただいまの件につきまして、御質問等があればお願いいたします。

**【田崎委員】**

入札不調の理由として、設計価格と実際の価格との乖離があるということが入札不調の大きな要因と個人的に感じています。災害復旧というのは本当に緊急性があるので、そういった場合には、実勢価格になるべく近づけてあげないと応札者が今後もないのではないかと思います。これを解消するためには、県としてはどのようなことを考えていらっしゃるのか。お願いします。

**【技術管理課長】**

労務単価について御説明したいと思います。労務単価につきましては、国土交通省、農林水産省の公共事業について、実勢調査をしております。請け負った業者、その下請の業者、そこに賃金がいくら払われているか、賃金台帳に基づいて調査をしております。それに基づいて労務単価ができています。それが実際に支払われている単価ということでございます。

今回、人が足りないということで、賃金が上がっているということもありまして、普通、単価改定は4月ですけれども、昨年は12月に要望しまして、普通ですと4月のものが2月に単価改定を行ってもらったというようなことでございます。

その時は、大きな単価のアップが特定の業種しかなかったものですから、特に普通作業員や特殊作業員は上がっていなかったというようなことがありまして、再度要望しましたところ、今年の6月21日に国から新たな単価が示されました。

例としましては、特殊作業員ですと13900円が15300円ということで10%ほどアップしているということで単価が上がっています。あくまでも実勢価格にといいますが、調査した単価に基づいて単価を設定してるということでございます。

**【田崎委員】**

どうしても高い県の方に流れていったり、高い所に流れていくのは分かるのですけれども、緊急性を要するものは本当に早くやらないと、福島を元の状況になるべく早く戻さないと復興していかないと思います。

優先順位というものを見直したり、あるいは、いろいろな地域の土木事務所であったり、その中でも融通し合うということも必要になってくると思います。県内でも地域間でも話し合いをして、どこを優先させるのかということも、もう少し考えても良いと思いました。

**【伊藤委員長】**

単に建設工事、公共工事の問題だけでなく、除染の作業が各自治体で進み始めてきて、いろいろな業者が除染にかなりとられているというような話を聞いて、だからなかなか不調がなくならないというようなことを聞いたのですが、そういう事情もあるのですか。

**【技術管理課長】**

除染につきましては、まず単価の面では、土木の単価と同じような形で除染の単価は設定されております。除染ですと、大型発注ということで何十億という単位で発注するものですから、大手の方で受けて、人を集めやすいという面もありまして、除染の方に行くということは考えられると思

っております。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。

【菅野委員】

先程の御説明で、見直しをされた際に機械が大きいものからちょっと小さいものにされたというところで、業者さんがどの程度その機械を備えているのか良く分からないところなのですが、そのところを詳しく教えていただきたい。また、A等級が入れたということをもう少し教えていただけるとありがたいと思います。

【芳賀委員】

菅野委員と同じ質問ですけれども、大型機械から小型にした。これは、標準歩掛等の関係で、現場に対する認識が間違っており、最初から現場と使用機械がミスマッチであった。

もう一つは、労務単価の話がございましたけれども、今、福島県では県内一円で決まっています。しかし、今回の大震災・大津波等により被災した地域については、その地域の実態で労務単価を決められないとおかしいと思っています。県内全域を調べたことによって、本来なら上がるべきものが上がらないという可能性もあります。地域に合った労務単価の設定等について、県では考えていないのか。

【伊藤委員長】

まず最初の機械について、説明をお願いします。

【相双建設事務所主幹兼復旧・復興部長】

この箇所につきましては、復旧延長33mと申しましたが、実際は1工区と2工区に分かれておまして、1工区が28m、2工区が5mという現場でございました。トータル33mの施工量からいきますと、機械は土工事の機械ですが、0.8m<sup>3</sup>のバックホーになります。これは、通常どこの会社でも持っている機械でございます。それで土工事の積算をしておりました。

見直しにおいては、5mの区間は小規模な機械でなければできないという捉え方をしまして、施工機械の見直しをいたしました。その小さいバックホーを持ってきて積算したということでございます。ですから、それほど大きな価格の上昇は設計上ないのですが、それでも20万程度の内容の変更をさせていただいて入札にかけたということでございます。

災害復旧工事につきましては、ある程度施工延長が決まっておまして、先程申しましたように発注ロットを拡大して他の災害箇所と一緒に発注するという案もあったのですが、当時まだロットを大きくすることによるメリットが、地元業者からは出てきておりませんでした。諸経費が調整されてしまうということがありましたので、設計内容を見直し、単独で発注させていただきました。

【伊藤委員長】

2番目の県一本ではなくて地域別に可能かという点について、説明をお願いします。

【技術管理課長】

単価につきましては県の統一単価ということで現在設定されておりますが、国から、極端に高い状況があれば今後検討するという話を承っております。

県だけで単価を決めるわけにはいかないもので、まず東北地方整備局と単価を上げることができるかどうか調整するというところで現在検討しております。

一律の単価ということではなくて、極端に上がった場合には調整しながら今後検討していきたいと考えております。

【伊藤委員長】

地域別で、県内でもいくつかの単価ということはあるということですか。

【技術管理課長】

今後検討しながら、その辺は考えていきたいということです。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。

【相双建設事務所主幹兼復旧・復興部長】

先程の質問の中でA等級の業者の追加ということがありましたが、今回比較的小規模な工事ということで、B・C業者という比較的営業規模の小さい企業を見積り合わせの相手方としたところで

す。小規模な業者につきましては、下請に頼らなければならないということもありまして、比較的規模の大きな地元業者であるA業者を追加し、今回見積り合わせを行ったということです。大きな業者につきましては、抱えている職員もまだおりますので、人件費の吸収等について考慮し、今回の入札に至ったのではないかと考えてございます。

【伊藤委員長】

よろしいですか。

【芳賀委員】

予定価格が660万円になったわけですけども、先程の話では、使用する機械によって20万円ほど上がったということです。建設業の経営状況等の分析を行っている東日本保証協会によると、営業利益の平均はマイナスです。そういった中で、600数十万円の工事における20万円の積算の相違については、大変な数値だと思います。少なくとも現場との整合性等を考えた設計を強く望みたいと思います。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。

他に質問がございませんでしたら、既に意見交換がいろいろされておりますが、他に質問以外で御意見等ございましたらお願いいたします。

【安齋委員】

委員長から、随契と指名競争入札はどう違うのかという質問があり、県では規則に則った説明がありましたが、私から別な形で回答したいと思います。

入札の方法は、御存知のように、一般競争入札、指名競争入札、随意契約と大きく分けて3つあります。福島県の場合、本委員会の前身である入札等制度検証委員会において数年前に検討した際、福島県の談合問題の一番の原因は指名競争入札にあるという結論になりました。私はそれに対して最後まで反対したのですけれども、多数決で負けて、結果的には指名競争入札を封印したという事情があるのです。その時、私は、指名競争入札という制度が悪いのではなく、運用が悪いからこうなったのであって、指名競争入札の制度を封印すると後で問題が逆に出ると最後まで何回も強く言ったのですが、多数決で負けたので、現在、福島県は指名競争入札を封印したままになっています。

あの時の委員会の大勢としては、一般競争入札にすれば30者、40者が来るという前提で制度設計をしたのです。私は、一般競争入札にすれば10者も来ないケースが多くなると何度も申し上げました。あの時のムードとしては、一般競争入札にすれば30者、40者が来て、健全な競争が

行われるという前提がありました。

指名競争入札が封印されたために、現在は、一般競争入札を行って、不調の時には随契を行うという形になっています。ましてや今は災害復旧ですので、一般競争入札が無理だという場合は、始めから随契を行って良いことになっているのです。

県の当局としては、単独随契では問題が起きますので、それを避けるために、いくら金額のときには10者以上、いくら金額のときには15者以上という指名競争入札を行っていた当時あったランクをそのまま準用しています。

委員長から質問がありましたように、見かけ上どう違うのかということ、確かに見かけ上は同じです。何が違うかということ、随契では、辞退が自由なのです。それは業者にとって非常に大きなメリットなのです。指名競争入札にすると、事実上辞退ができなかったのです。もし辞退をすれば、次の指名に入れられないのです。それが恐いものですから、業者は入札に応じたくなくても応じていた。本当を言えば、設計するとある程度コストがかかり、コストをかけてまで入札したくないのに、入札に応じざるを得ないというのが昔の指名競争入札の悪い面だったのです。それが今度は封じられていますので、入札を辞退するのは自由です。そのような形で、今、入札不調の問題が起きているのです。

倒産等で業者数が減ってしまったため、50者程度で設計しているけれども、実際にはぎりぎりになっているのではないかということなのですが、今現在、何とかまだ50者は維持できるので、その点についてはまだ見直ししなくても良いということで事務局と打合せしています。ただもう少し倒産等が増えて、地域要件の前提が崩れれば、例えば、50者を40者、あるいは、30者以上という形でやらざるを得ない。

何故そのようなことを行うのかということですが、結局、地域の業者を守らなくてはならないのです。例えば、南会津の工事のときに、これをオール福島にしてしまうと、会津や県南の業者が一斉に入ってきてしまい、南会津の小さな業者は入札から除外される。それではまずいということで、県としては、まず地域の業者を守りましょうということで制度設計しているのです。

現在は災害復旧があるので、指名競争入札ができませんけれども、実勢価格の乱高下がある程度収まって災害が終われば、指名競争入札の復活を検討する時期が来るのではないかということで事務局にも投げかけているのですけれども、県としてはまだそこまでは踏み切れないようです。前の提言が大きいものですから、提言を覆して、指名競争入札を復活させるにはまだ及び腰だという感じでございます。

それから、地域要件をもう少し細かく見直すことについては、長野県のようにあそこまで細かい地域要件を設定しなくても良い。宮城県もかなり細かく分けたのですけれども、福島は現在のように建設事務所単位で行うということで、ほぼ県の方と合意していますので、今の体制でほぼ問題なかろうという感じですが。

実勢価格との乖離が大きいものですから、みんな宮城県の方に行っているのですが、宮城県に行っている仕事は公共事業ではないのです。公共事業は福島も宮城も同じ要件ですので、それほど変わらないと思います。

今すぐにあの時考えた制度設計を大幅に見直すことについては、県としても踏み切れないのではないかと思います。そのような問題がいずれは発生するのではないかということで、当時の検証委員会のメンバーからの意見という形で申し上げたいと思います。以上でございます。

**【伊藤委員長】**

ただいまの意見について、事務局から何かございましたら、説明をお願いします。

**【入札監理課長】**

入札制度監理者の立場で申し上げますと、今回の入札不調の主な要因としましては、まず技術者や作業員の確保が困難であることと、実勢価格と設計単価の乖離という2点を考えておまして、それに対する各種対策を講じる中で不調をいくらかでも減じることによって、復旧・復興工事を前に進めていこうと考えております。

この二つの要因が現在の入札不調の主たる要因になっているのであれば、直接的に入札制度の見直しと結びつくというよりも、見直しをしても不調を減じることには直接つながらないのではないかという制度監理者の思いもございませぬ。現時点においては、不調を解消するための一つの手法として入札制度を見直すことまでは、地域要件の見直しも含めて考えておりませぬ。

**【伊藤委員長】**

今回、大震災という特殊要因があったので、このように不調がたくさん出てきてしまったのですけれども、そういう特殊要因がない場合に指名競争入札をなくしたということが、どういう影響を与えるのか、与えないのかというのは、分からない部分がございます。

そういう意味では、確かに、安齋委員がおっしゃったように、指名競争入札そのものが悪いからそれはやめましょう、全部一般競争入札にしましょうといったら格好は良いけれども、実質の問題として、それで上手く行くのかということになると、たぶんいろいろな問題が起きる。

どちらを取ったとしても100%という問題ではないと思います。ただ今回の震災という特殊要因を除いたところで、もう少し客観的に冷静に分析をした上で、指名競争入札は指名競争入札という制度そのものが悪いのではなくて、どういうふうに指名業者を公平公正に選択するのかというところがある程度確保できれば指名でも良いかもしれないし、それでも指名にはいろいろな問題があるかもしれない。その辺のところを、特殊要因が少し収まったところで検討すべきことかなというのが私の個人的な感想です。

他いかがでしょうか。

**【菅野委員】**

極めて個人的な感想ですけれども、このような時期に委員に入れていただいたので、安齋委員がおっしゃったようなことは非常に勉強にもなるのですが、他方で、同業者の大先輩の方々から当時問題が起きた時の話も受け継いでおります。

最近、そのような問題が直接話し合われていなかったからあまり感じていなかったのですが、根本的な問題については、こちらもしっかり心してということになると思ひました。

今後も、安齋先生からのお話も含めて、いろいろ教えていただきながら進めて行くのは大変ありがたいと思ひます。よろしくお祈りします。

**【伊藤委員長】**

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これで審議事項「ア 抽出案件について」は終了いたします。

今から5分間休憩を取ります。15時30分頃から再開いたします。

---

(休憩)

---

【伊藤委員長】

それでは、再開させていただきます。

次は、審議事項「イ 平成24年度下請状況実地調査について」、事務局から説明をお願いします。

【入札監理課長】

(資料6により説明)

【伊藤委員長】

ただいま説明のありました件について、質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、このような方法で下請状況調査を行うということで、よろしくお願いいたします。

次に、審議事項「ウ 建設関係団体等からの意見聴取について」、事務局から説明をお願いします。

【入札監理課長】

(資料7により説明)

【伊藤委員長】

ただいま説明のありました件について、質問等がございましたらお願いいたします。

4(5)の個別事業者の選定については、会議終了後、安齋委員と私が二人で相談して行うということですね。

【入札監理課長】

お願いします。

【伊藤委員長】

分かりました。他いかがでしょうか。

【菅野委員】

昨年の調査票と異なる項目を考えているのであれば教えていただきたい。

【入札監理課長】

昨年度意見聴取を行った第35回委員会の直前に医科大学の贈収賄事件がございましたことを受けて、「コンプライアンスへの取組みについて」という項目を委員会からの御意見により追加いたしました。今年度につきましては、そのような事情は特にありませんので、コンプライアンスへの取組みについて、今年度の調査項目として再び聴く必要はないと考えております。

最低制限価格制度と低入札価格調査制度につきましては、これまで2回ほど団体の皆様から御意見をいただいておりますので、今回は項目としては起こさないで、その他の御意見の中で御希望があれば出していただくことを考えております。

総合評価方式については、不断の見直しをする中で、より良い制度にして行きたいと考えておりますので、御意見をいただきたいと考えております。総合評価方式の評価項目の中に、東日本大震災への対応を評価する項目を新たに付け加えておりますので、それに対する業界側の評価につきまして御意見をいただければと考えております。

元請・下請関係の適正化対策につきましては、今年度も実地調査を行い、力を入れて指導して行きたいと考えておりますので、適正化対策についての御意見をいただきたいと考えております。

今回、抽出案件として、入札不調となった案件について御審議いただいたところですが、業界団体から入札不調解消に向けて御意見をいただきたく、入札不調についての項目を入れることを考え

ております。

先程委員長から御質問がありました電子入札・電子閲覧の運用につきましては、県において既に取り組んでおります。今後、県として推進する上で、業界団体や事業者から御意見をいただきたいと考えております。

現時点では全く事務局の素案ではございますが、以上のように考えております。

**【伊藤委員長】**

他いかがでしょうか。

それでは、入札不調、震災関係、電子入札等を含めて調査票をつくるということで、よろしくお願いたします。

それでは次に、「その他」に移ります。委員の皆様から、何かございますでしょうか。

**【芳賀委員】**

先程、入札監理課長から、下請状況実態調査の際に、保険等の加入状況について聴き取るというお話がありました。

総合評価の低入札価格調査制度には、現場管理費や一般管理費等の失格基準がございます。保険等の加入など考えない悪質業者が入りやすい基準ですが、国土交通省で出した「建設産業の再生と発展のための方策2012」では保険等の加入を厳しく行う方針であり、現場管理費については、ある程度の見直しが必要であると思います。保険等の未加入を防ぐには、その点を考えなくてはならないと思うのですが、どのようにお考えになっているのでしょうか。

**【技術管理課長】**

設計書の中に保険料を加算するというので、県の歩掛においては、7月1日から実施しております。諸経費については、法改正が7月1日からでしたので、それに合わせて基準を改定しまして、その分を加算して実施しております。

**【伊藤委員長】**

他いかがでしょうか。

**【影山委員】**

昨年6月に、東日本大震災の対応について、品質確保のために随意契約において最低制限価格を設定するという方針がございました。

その結果、どのような状況になったのか、できれば次回でお示しいただきたい。

入札不調が続くということになれば、他県からの受け入れも検討せざるを得ないということになると思います。

約1年前に確認したことが蔑ろにされてしまうことになるのであれば、これからのあるべき姿を示すべきではないでしょうか。それらについての対応をお願いしたいと思います。

**【入札監理課長】**

昨年6月15日の監視委員会の中で東日本大震災の対応について御説明させていただいた中身について、具体的にその実績はどうかということかと思っております。

最低制限価格の設定に関しては、随意契約においても品質確保を図るために必要な場合については漏れなく設定するというので庁内に通知を出して対応いただいております。

緊急を要する災害復旧工事等につきましては、随意契約により対応した結果、前回の委員会の中で御報告したとおり、契約方法の中で随意契約の占める件数・金額が比率として5割を超え、例年とは異なる状況になっております。

【影山委員】

最低制限価格を設定したとしても、あまり効力を発していなかったということになるのではないですか。

【入札監理課長】

最低制限価格を設定した随意契約の場合、最低制限価格を下回った見積書を提出した業者さんは失格になりますので、その方を除いて最低制限価格を超えた見積書を提出した方としか随意契約を締結できないということになります。

【影山委員】

最低制限価格を下回ったことは、実態的にはなかったということでしょうか。

【入札監理課長】

そういう意味ではなくて、最低制限価格を設定して下回れば失格になりますので、その方は契約相手方とはなっていないということでもあります。

【伊藤委員長】

実際に最低制限価格以下という事案は、全くなかったのか、ある程度あったのかということです。

【入札監理課長】

随意契約において最低制限価格を設定した案件で最低制限価格を下回った見積書が提出されたケースは皆無ではありません。ただ、現時点では、件数について把握しておりません。

【伊藤委員長】

次回までにその辺のところを調べられたら、お願いいたします。よろしいですか。

【影山委員】

はい。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、最後のその他についてですけれども、委員の皆様からなければ、事務局から何かございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次々回、第40回委員会の抽出案件の審議対象期間、抽出テーマの決定及び抽出チームの指名をお願いしたいと思います。

【伊藤委員長】

次々回の抽出案件の審議対象、期間及び抽出テーマにつきまして、何か御意見はございますでしょうか。

それでは、事務局からございましたら、お願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

事務局から提案させていただきます。第40回の審議対象期間につきましては、平成24年4月から9月までの6か月間、抽出テーマにつきましては、入札不調となった案件で発注ロットの拡大等により契約した案件とさせていただきたいと思っております。また、抽出委員につきましては、名簿の五十音順で齋藤委員、田崎委員にお願いできればと考えておりますので、御提案をさせていただきます。

【伊藤委員長】

審議対象期間は平成24年4月から9月まで、抽出テーマは入札不調に係る案件で発注ロットの

拡大等によって契約に至った案件、抽出委員は齋藤委員と田崎委員ということで事務局から提案がございましたけれども、よろしいでしょうか。

(各委員)

(異議なし)

事務局から他にございますでしょうか。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

次回委員会の日程調整のため、事前に資料をお送りした際、9月後半分、10月分及び11月分の日程調整表を同封させていただいております。お手数でもまだ提出されていない委員の方がおられましたら、9月10日、月曜日頃までに事務局へ御提出いただきますようお願いいたします。

**【伊藤委員長】**

まだ提出されていない委員の皆さん、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事につきましては、これで終了いたします。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

(閉会)

以上をもちまして、「第38回福島県入札制度等監視委員会」を閉会させていただきます。ありがとうございました。